

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51210008				
事務事業名	不妊治療費助成事業				
予算書の事業名	不妊治療費助成事業				
事業期間	開始年度	平成16年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25~H27)への記載	有(重点)		実施計画(H26~H28)における区分		一般・継続・変更無
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02060200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	窪田 麻由子	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	512001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援策の推進	
施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実	
区分	なし	
基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要(どのような事業か) 不妊治療費助成事業は、体外受精・顕微授精による特定不妊治療を受けている夫婦(法律上の夫婦に限る。)に対し、その不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。		◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績						
		H26 不妊治療費助成:年間30万円を限度		単位	計画					
		H27 不妊治療費助成:年間30万円を限度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		H28 不妊治療費助成:年間30万円を限度								
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 1年以上魚津市内に居住し市に住所のある夫婦で、指定医療機関(県指定)で保険診療以外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けている人を対象とする。	対象指標	① 不妊治療を受けて申請した夫婦の数(実数)	件	30	31	27	27	27	27
			②		28	28				
			③							
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> 1年度の限度額を30万円とする。ただし1回の助成限度額は20万円とする。	活動指標	① 補助件数(延)	件	30	35	30	30	30	30
			②		33	36				
			③							
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 子どもが欲しくても授けられず、不妊治療を受けている夫婦に対して、高額な治療費の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図り、治療の継続を支援する。	成果指標	① 補助件数(延)/申請した夫婦の数(実)	件	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
			② 妊娠の割合	%	1.7	1.1				
			③		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
					45.5	28.5				
その結果	<施策の目指すがた> ・子育てにかかる負担が少なく安定した家庭生活を営んでいます。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 事業開始時期 平成16年4月 近年の急速な出生率の低下に伴い、少子化対策の一環として開始。 生殖補助医療は、医療保険が適用されず、金銭的、精神的負担が大きい。このため、子どもが欲しくてもできない夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化の進展に対する歯止めとする。 富山県が平成15年7月から開始した不妊治療の助成制度に準じて制度化。				費目						
				実績						
				計画						
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
財源内訳		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)一般財源	(千円)	5,038	5,061	7,500	8,100	8,100	8,100	
		予算(決算)額(1)~(4)の合計		(千円)	5,038	5,061	7,500	8,100	8,100	
支出内訳		(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	5,038	5,061	7,500	8,100	8,100	8,100	
		(5)その他	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計		(千円)	5,038	5,061	7,500	8,100	8,100	
		①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	3	2	2	2	
		②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	180	180	180	180	
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)		(千円)	434	792	792	792	792	
		事務事業に係る総費用(A+B)		(千円)	5,472	5,853	8,292	8,892	8,892	
		(参考)人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	
◆県内他市の実施状況		◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 助成額は異なるが、県内市町村でも実施。								
◆市民と行政の協働状況		◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 治療費の補助のみであることや個人情報保護から、協働になじまない。								

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 子どもを持ちたいと思いつながら、何らかの原因で妊娠が困難な夫婦に対して、高額な治療費の一部が助成されることで経済負担の軽減につながり、治療の継続が支援される。しかし、妊娠に結びつく結果としては、2割から3割程度であるが、多少は少子化対策に結びついている。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	少子化社会対策基本法第13条第2項 (平成15年法律第133号) 事務の区分 自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明 不妊治療費助成により、申請者の2割から3割程度が妊娠に結びついている。	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。		

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 平成19年度から国と県が不妊治療助成の拡充をしており、他県でも助成金増額の動きがある。さらに治療費が高騰傾向にあり、市では21年度から助成限度額を増額した。申請者が多く予算の補正も必要であり削減はできない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 申請の受理から審査、決定、交付まで一連の事務を行っており、適切で見直しの余地はない

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 事業の目的が、高額な治療費の一部を助成することで受益者の経済的負担を軽減することにあるので、受益者負担を求めるのは目的に反する。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
対象外	説明 治療費は医療保険適応外であり、受益者は全額負担している。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	年度
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	不妊治療を希望するものが年々増加している。今後は、国・県・他市の動向を見ながら助成金額や助成回数について検討していく。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	同上 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
不妊治療費は自由診療であることから経済負担が大きい。H21年度より助成額を年額10万円から20万円に増額した。さらに、H25年度からは30万円に増額し、少子化対策の一端として、今後も継続して助成していく。		不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	
(空欄)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51210006
事務事業名	こども・妊産婦医療費助成事業
予算書の事業名	こども・妊産婦医療費助成事業
事業期間	開始年度 昭和48年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	有(一般) 実施計画(H26～H28)における区分 一般・継続・変更無
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	こども課	
係名等	子育て支援係	
記入者氏名	宮島 尚子	
電話番号	0765-23-1006	

政策体系上の位置付け	コード2	512001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実	
区分	なし	
基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	

予算科目	コード3	001030208
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	2. 児童福祉費	
目	8. 医療給付費	

事業概要(どのような事業か)	実施計画への記載予定事業内容	単位	計画						
			上段・計画		下段・実績		計画		
対象	手段	意図	その結果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>0歳児から小学校6年生までのこどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、こどもの健康管理と適正な医療を持ってこどもの保険と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>妊産婦の医療費の一部を本人に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、母子の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p>	<p>H26 入院通院中学3年まで 所得制限なし</p> <p>H27 入院通院中学3年まで 所得制限なし</p> <p>H28 入院通院中学3年まで 所得制限なし</p>	人							
<p><この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など></p> <p>魚津市に住所を有する乳児(平成20年9月末日まで)</p> <p>魚津市に住所を有することでも、かつその養育者の所得が所得制限限度額以内であること(平成20年10月以降)</p> <p>魚津市に住所を有する妊産婦で、医師が特定の疾病(高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産)と認定したもの(但し、平成20年10月以降は所得制限限度額以内であること)</p>	<p>① 市内に住所を有する小学校6年生修了前児童(H23小3修了前児童数、H25中3修了前児童数)</p> <p>②</p> <p>③</p>			3,358	4,534	5,700	5,700	5,700	5,700
<p><平成24年度における事業見直しの有無></p> <p>見直し有</p> <p><平成25年度の主な活動内容></p> <p>平成25年10月診療分から助成対象を、0歳～中学校3年生まで3に拡大し、所得制限を廃止する。</p>	<p>① 資格証交付数</p> <p>②</p> <p>③</p>	枚							
<p><この事務事業によって、対象をどのように変えるのか></p> <p>病気の早期発見、早期治療を促進し、保護者の医療費負担を軽減する。</p> <p>出産に伴う妊産婦の保護と、医療費にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにする。</p>	<p>① 扶助費(子ども)</p> <p>② 扶助費(妊産婦)</p> <p>③</p>	円							
<p><施策の目指すがた></p> <p>子育てにかかる負担が少なく安定した家庭生活を営んでいます。</p>	<p>↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入</p>								
<p>◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯</p> <p>・当時新生児の死亡率が高かったため、昭和48年7月から、乳児医療(0歳児)の助成開始。</p> <p>入院：平成7年4月から幼児も助成。通院：平成7年10月から第3子3歳未満児助成。平成13年4月より未就学児までに拡大。平成20年10月から、児童手当制度と同様の所得制限を導入。また、医療費の助成対象年齢の拡大された。(通院にかかる医療費助成→小学校3年生まで。入院にかかる医療費助成→小学校6年生まで。)平成24年10月から通院の助成対象を小学校6年生までに拡大。</p> <p>・母体の保護のため助成開始(昭和48年4月～：妊娠中毒症、糖尿病のみ)、平成4年10月～貧血、産科出血、心疾患、平成6年10月～切迫早産、現在少子化対策の一環</p> <p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>H17年度から、県が乳幼児・妊産婦、老人、障害者医療費助成制度の見直しを検討し、平成20年度10月より児童手当法に準拠した所得制限導入。</p>	<p>費目</p> <p>実績</p> <p>計画</p>								
<p>◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>議員、育児中の市民から、所得制限の廃止や子ども医療費の対象年齢を中学生まで引き上げるよう要望がある。</p>	<p>財源内訳</p> <p>支出内訳</p>								
<p>◆県内他市の実施状況</p> <p>● 把握している</p> <p>○ 把握していない</p>	<p>◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄</p> <p>【所得制限導入自治体】 舟橋村・上市町・立山町・砺波市→小6 富山市・高岡市・氷見市→通院：小6 入院：中3</p> <p>【所得制限無】 黒部市→小6 朝日町・射水市・滑川市・小矢部市・入善町→中学3年 砺波市</p>								
<p>◆市民と行政の協働状況</p> <p>○ 協働している</p> <p>○ 協働可能だが未実施</p> <p>● 協働になじまない</p>	<p>◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄</p> <p>医療費の助成のため協働になじまない。</p>								
	<p>①国・県支出金 (千円) 18,849 19,005 23,320 23,320 23,320 23,320</p> <p>②地方債 (千円) 0 0 0 0 0 0</p> <p>③その他(使用料・手数料等) (千円) 3,926 6,018 4,100 4,300 4,300 4,300</p> <p>④一般財源 (千円) 83,743 93,211 117,472 125,392 125,392 125,392</p> <p>子算(決算)額(①～④の合計) (千円) 106,518 118,234 144,892 153,012 153,012 153,012</p> <p>A. 子算(決算)額(①～⑤の合計) (千円) 106,518 118,234 144,892 153,012 153,012 153,012</p> <p>①事務事業に携わる正規職員数 (人) 2 2 2 2 2 2</p> <p>②事務事業の年間所要時間 (時間) 600 900 900 700 700 700</p> <p>B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円) 2,602 3,959 3,960 3,080 3,080 3,080</p> <p>事務事業に係る総費用(A+B) (千円) 109,120 122,193 148,852 156,092 156,092 156,092</p> <p>(参考)人件費単価 (円@時間) 4,336 4,399 4,400 4,400 4,400 4,400</p>								

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	医療費を助成することにより病気を早期発見することができ、安心して子育てができる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	魚津市子ども医療費助成に関する条例 妊産婦医療費助成に関する条例	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
あり	説明	対象年齢の拡大年齢。子育て世代への直接的かつ有効な子育て支援施策である。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	成果実績	中位
医療費助成により、より多くの児童が適切な医療を受けられることができ、児童の健全育成に貢献できる。 子育て世代の経済的負担を軽減できる。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	医療費を削減することは難しい。(受診する子供の保護者に必要のない治療はしないように呼びかけることでしか削減できない) 事務費は、資格証・福祉医療費請求書作成に係る事務費は、申請数によって増減はあるが、大幅な削減にはならない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最低限の業務を行っているため、削減できない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
あり	説明	経済的子育て支援策としての一面もあることから、助成対象者に所得制限を設けている。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
低い	説明	所得制限を行っている市は5市、制限のない市は5市である。所得制限のある市は現在同一基準(県の基準)を用いている市が3市、新児童手当と同様の基準を用いている市が2市。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり	
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり	
④ 公平性	<input type="radio"/> 適切	<input checked="" type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
<input type="radio"/> 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
<input type="radio"/> 終了	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 休止	年度
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携			
<input checked="" type="radio"/> 目的見直し			
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善			

★改革改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	平成25年10月診療分から中学校3年生までに拡大し、所得制限を廃止する。 コストの方向性 増加
	中・長期的(～5年間)	なし 成果の方向性 向上

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
子ども医療費助成については、平成24年10月から小学校6年生まで拡充した。次年度以降、中学生までのさらなる拡充と所得制限の見直しを実施予定であり、子育て家庭への経済的負担軽減策として重要事務事業と考える。		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51210007	部・課・係名等	コード1	02040100	政策体系上の位置付け	コード2	512001	予算科目	コード3	001030208
事務事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	部名等	民生部		政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業	課名等	こども課		政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進		款	3 民生費	
事業期間	開始年度 昭和55年10月 終了年度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業		施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実		項	2 児童福祉費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	8 医療給付費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		係名等	子育て支援係	記入者氏名	舟本 忍		基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	
		電話番号	0765-23-1006							

◆事業概要 (どのような事業か) 医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の等の保健の向上と福祉の増進を図る。	◆実施計画への記載予定事業内容		計画							
	H26		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> ・18歳到達の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、及び児童 ・父母が死亡、またはひとり親家庭であって父または母が監護しない18歳到達の年度末までの児童を養育している者及び養育する児童	対象指標	① 申請者	人	50	50	50	50	50	50	
		② 受給世帯	世帯	48	57	430	430	430	430	
		③								
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 ・申請手続き ・現物給付(福祉医療費請求書を窓口で支給) ・更新手続き <平成25年度の主な活動内容> ・申請手続き ・現物給付(福祉医療費請求書を窓口で支給) ・更新手続き	活動指標	① 助成額	円	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	
		②		27,581,833	31,639,211					
		③								
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 子どもだけではなく、ひとり親の父母及び養育者の医療費を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。	成果指標	① 受給率(受給世帯/市内一人親家庭世帯)	%	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
		②		92.0	89.7					
		③								
その結果 <施策の目指すがた> 子育てにかかる負担が少なく、安定した家庭生活を営んでいます。 働きながら子育てができ、親子が充実した生活をしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 ひとり親家庭において、経済的な理由で医師の受診が困難な環境にあったため、医療費を助成することによって、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、昭和55年から開始。 平成20年10月から所得制限を設ける(市独自基準、県制度より高い制限額を設定)	費目			実績						
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) ひとり親世帯の増加 世帯数(人数)の増加に伴う医療費助成額の増加	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	11,861	12,604	12,000	12,000	12,000	12,000	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	2,403	3,478	2,400	2,400	2,400	2,400	
		(4)一般財源	(千円)	16,578	16,418	16,600	16,600	16,600	16,600	
		(4)一般財源	(千円)	30,842	32,500	31,000	31,000	31,000	31,000	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 所得制限の導入(20.10~導入)	支出内訳	(1)需用費	(千円)	107	62	110	110	110	110	
		(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(5)その他	(千円)	30,735	32,438	30,890	30,890	30,890	30,890	
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 市町村によって、所得制限額が異なる。 富山市、滑川市、小矢部市、南砺市、射水市、氷見市・・・児童扶養手当と同様 高岡市、砺波市・・・児童手当と同様 黒部市・・・所得制限なし	A. 予算(決算)額((1)~(5)の合計)		(千円)	30,842	32,500	31,000	31,000	31,000	31,000
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 個人的な相談や支援を行うため協働にはなじまない。	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	2	2	2	2	2	
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	400	400	400	400	400	
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1,301	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	32,143	34,260	32,760	32,760	32,760	32,760	
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	受給対象者は生活に困窮しており、児童の育成、福祉増進に対する支援は必要である。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている			
● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	富山県ひとり親医療費助成補助金交付要綱 魚津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	平成20年10月から所得制限を設けてきており、見直しの余地はない。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	削減の余地はない	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	削減の余地はない	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
あり	説明	県の制度に準じており、受益者負担は適当でない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	県の制度に準じており、受益者負担は適当でない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	成果の方向性 維持

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
ひとり親家庭は、母子家庭が大半を占めるため経済的基盤が脆弱な家庭が多く、児童の健全な育成や就学のため必要な制度であると思われる。		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51210004
事務事業名	児童手当支給事業
予算書の事業名	児童手当支給事業
事業期間	開始年度 昭和22年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	有(一般) 実施計画(H26～H28)における区分 一般・継続・変更無
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	こども課	
係名等	子育て支援係	
記入者氏名	宮島 尚子	
電話番号	0765-23-1006	

政策体系上の位置付け	コード2	512001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実	
区分	なし	
基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	

予算科目	コード3	001030207
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	2. 児童福祉費	
目	7. 児童措置費	

	◆事業概要(どのような事業か) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	◆実施計画への記載予定事業内容	単位	上段・計画：下段・実績					
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 支給要件児童(中学校修了前)を養育している日本国内に住所を有する保護者(但し、公務員を除く)	H26 児童のための現金給付(中学生まで) H27 児童のための現金給付(中学生まで) H28 児童のための現金給付(中学生まで)	人	5,865	5,800	5,700	5,700	5,700	5,700
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> ・認定請求書、額改定請求書の受付 ・認定、却下、消滅通知 ・手当の支払(定例6月10月2月：随時：毎月)	① 中学校修了前までの全児童数 ② ③	人	4,899	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 児童養育の負担軽減	① 支給児童数 ② ③	%	94.5	84.5	86.0	86.0	86.0	86.0
その結果	<施策の目指すがた> 子育てにかかる負担が少なく安定した家庭生活を営んでいます。	① 認定割合 ② ③							
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 平成22年度児童手当にかかわる子どもの育成のための手当として、子ども手当法が施行された。平成22年度は1年限りの時限立法であり、中学3年まで13,000円/月支給。平成23年4～9月はつなぎ法となった。10月～平成24年3月は、特別措置法として施行された。施設管理者への支給、手当から保育料の徴収可能などの改正が盛り込まれた。特別措置法では、年齢や子どもの数で支給額が10,000円と15,000円のいずれかになる。また、国と地方の財源の負担割合も変わっている。平成24年度からは名称が児童手当に変更され、所得制限が導入された。				費目					
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成24年4月1日から、児童手当法を改正し「児童手当」で支給。子ども手当の金額、制度を盛り込みつつも、6月から所得制限を導入し基準以上には特例給付として5000円/月支給している。				実績					
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 制度がわかりにくい。 新聞報道があるたび市民から、「自分は申請したか」「所得制限にかかる」「もらえるの」など問い合わせの電話があった。				計画					
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない				23年度					
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない				24年度					
◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全国一律				25年度					
◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 すべての子どもを対象にした手当の支給のため協働になじまない。				26年度					
				27年度					
				28年度					
				29年度					
				30年度					
				31年度					
				32年度					
				33年度					
				34年度					
				35年度					
				36年度					
				37年度					
				38年度					
				39年度					
				40年度					
				41年度					
				42年度					
				43年度					
				44年度					
				45年度					
				46年度					
				47年度					
				48年度					
				49年度					
				50年度					
				51年度					
				52年度					
				53年度					
				54年度					
				55年度					
				56年度					
				57年度					
				58年度					
				59年度					
				60年度					
				61年度					
				62年度					
				63年度					
				64年度					
				65年度					
				66年度					
				67年度					
				68年度					
				69年度					
				70年度					
				71年度					
				72年度					
				73年度					
				74年度					
				75年度					
				76年度					
				77年度					
				78年度					
				79年度					
				80年度					
				81年度					
				82年度					
				83年度					
				84年度					
				85年度					
				86年度					
				87年度					
				88年度					
				89年度					
				90年度					
				91年度					
				92年度					
				93年度					
				94年度					
				95年度					
				96年度					
				97年度					
				98年度					
				99年度					
				100年度					

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	手当の支給により養育費の軽減に結びつく。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童手当法 (昭和46年法律第73号)	事務の区分	法定受託事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	適切であり、余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	国の施策であり削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	国の施策として決められた事務であり、削減の余地なし。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	国の施策として全国民を対象とした制度である。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	全国一律	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	成果の方向性 維持
国の施策であり、住民に公平に、円滑に事業を実施する。 法律等に準拠し実施する。		

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
「児童手当」から「子ども手当」、24年度以降は「児童手当」として変遷したが、法律に基づく国の制度である。		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

[1枚目]

事業コード	51210004				
事務事業名	児童扶養手当支給事業				
予算書の事業名	児童扶養手当支給事業				
事業期間	開始年度	昭和37年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25~H27)への記載	有(一般)		実施計画(H26~H28)における区分		一般・継続・変更無
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	こども課	
係名等	子育て支援係	
記入者氏名	舟本 忍	
電話番号	0765-23-1006	

政策体系上の位置付け	コード2	512001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実	
区分	なし	
基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	

予算科目	コード3	001030202
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	2. 児童福祉費	
目	2. 母子福祉費	

◆事業概要(どのような事業か) 離婚、死亡等の理由により、父と生計を同じくしていない児童(18歳到達の年度末まで、障害児は20歳未満まで)を監護する母または監護し、かつ生計を同じくしている父、もしくは同一世帯の養育者に対し、児童福祉の増進を図るために手当を支給。所得制限があり、支給額は所得に応じて細かく設定されている。	◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績						
	H26	18歳未満の子どもを養育するひとり親に支給	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
H27	18歳未満の子どもを養育するひとり親に支給								
H28	18歳未満の子どもを養育するひとり親に支給								
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> ひとり親家庭の母または父、もしくは父母に代わって児童を養育している者	対象指標	① 受給者(3月末)	人	330 326	330 339	330	330	330	330
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 特になし <平成25年度の主な活動内容> ・離婚前後の相談 ・申請手続き ・現況届 ・手当支給	活動指標	① 助成額	円	140,000,000 136,325,290	140,000,000 135,051,110	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> ひとり親家庭、または親に代わって児童を養育している養育者に手当を支給することで、生活の安定と自立促進を図る。	成果指標	① 受給率(受給者数/ひとり親世帯数)(3月末)	%	77.0 76.3	77.0 77.9	77.0	77.0	77.0	77.0
その結果 <施策の目指すがた> 児童虐待の防止やひとり親家庭への支援などに、地域ぐるみで積極的に取り組んでいます。		② 現況届未提出者	人	0 0	0 0	0	0	0	0
		③							
		↑		成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 死別母子世帯には年金という社会保障制度(昭和34年創設)があったが、生別母子世帯にはなかった。所得が低く、経済的・社会的に多くの困難を抱えているのはどちらの世帯も同じであるため、生別母子世帯にも同様の社会保障制度を設けるべきという議論を契機に児童扶養手当制度が創設された。(昭和37年1月1日施行)	費目		実績		計画				
	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	45,391	44,998	47,734	47,194	49,550	52,024
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	44	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	90,987	91,466	96,670	94,400	99,112	104,060
		予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	136,378	136,508	144,404	141,594	148,662	156,084
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 児童扶養手当が支給開始より一定期間経過後、手当が一部減額されることになったが(平成20年4月)、就業支援が進んでいないこと等により、事実上凍結。 児童扶養手当の地方における財源負担率の増加(平成17年度まで国3/4、市1/4→平成18年度から国1/3、市2/3に変更へ) ◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 一部支給停止適用除外関係の制度がわかりにくい。 議会民生消防委員会 不正受給(事実婚・偽装離婚)があるのではないかと。 母子家庭の貧困問題にもっと対応すべき。	支出内訳	(1)需用費	(千円)	28	24	28	28	28	28
		(2)委託料	(千円)	0	1,396	900	900	900	900
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(5)その他	(千円)	136,350	135,088	143,476	140,666	147,734	155,156
		A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計	(千円)	136,378	136,508	144,404	141,594	148,662	156,084
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	把握している内容又は把握していない理由の記入欄 法に基づき全国で実施	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	2
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 個人的な相談や支援を行うため協働にはなじまない。母子寡婦福祉会と連携した情報提供は行っている。	②事務事業の年間所要時間	(時間)	880	1,000	900	900	900	900
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	3,816	4,399	3,960	3,960	3,960	3,960
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	140,194	140,907	148,364	145,554	152,622	160,044
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	相対的に収入の少ないひとり親家庭にとって、子育てする上での生活財源として不可欠である。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)	事務の区分	法定受託事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	ひとり親家庭の生活安定と自立を図るために必要	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	ひとり親家庭の減少は見込めないため、削減の余地はない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	ひとり親家庭の減少は見込めないため、削減の余地はない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	受益者負担には該当しない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	受益者負担には該当しない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	なし	成果の方向性 維持

★ 一次評価 (課長総括評価)	
国の制度であり、ひとり親世帯の支援として今後も継続が必要であると思われる。	二次評価の要否
	不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51210004	部・課・係名等	コード1	02040100	政策体系上の位置付け	コード2	512001	予算科目	コード3	001030202
事務事業名	特別児童扶養手当支給事業	部名等	民生部		政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	特別児童扶養手当支給事業	課名等	こども課		政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進		款	3 民生費	
事業期間	開始年度 昭和39年度 終了年度 当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金		施策名	2. 子育て家庭への応援体制の充実		項	2 児童福祉費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	2 母子福祉費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営		係名等	子育て支援係	記入者氏名	舟本 忍		基本事業名	子育ての経済的負担に対する支援	
		電話番号	0765-23-1006							

事業概要 (どのような事業か)	実施計画への記載予定事業内容	単位	計画						
			上段・計画		下段・実績		計画		
	H26		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
身体または精神に中程度以上の障害のある自動を監護している父又は母、もしくは父母に代わってその児童を養育している者に対し、児童福祉の増進を図るために手当が支給される制度。(所得制限あり) 国の制度であり、市では申請の受付並びに受給時における各種の届けを受理し、県に進達している。	① 受給者 (3月末) ② ③	人	50 49	50 49	50	50	50	50	
<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 20歳未満で、身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母(所得の多い方)、又は父母にかわってその児童を養育している者	① 届出(県への進達)件数 ② ③	件	90 87	90 69	90	90	90	90	
<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わる養育者に手当を支給することで、障害児の生活の向上を図る。	① 新規人数 ② ③	人	5 4	5 4	5	5	5	5	
<施策の目指すがた> 子育てにかかる負担が少なく、安定した家庭生活を営んでいます。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 昭和年「重度精神薄弱児扶養手当法」として制定。当初、精神薄弱児の将来の自立のための保護等に重点が置かれたが、家庭にあって介護されている児童を対象とした在宅対策を強化し、一般の児童と同様、両親と生活することがその福祉の増進につながると考えられるようになった。 昭和49年に現在の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改められた。	費目		実績		計画				
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 障害児を持つひとり親家庭が増える可能性がある。	財源内訳		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 制度の周知が足りない。	支出内訳								
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 法に基づくため全国で実施								
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 個人的な相談や支援を行うため協働にはなじまない。								
			(1)国・県支出金 (千円)	73	74	72	72	72	72
			(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0
			(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	0
			(4)一般財源 (千円)	0	0	0	0	0	0
			子算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)	73	74	72	72	72	72
			(1)需用費 (千円)	59	74	72	72	72	72
			(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	0
			(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0
			(4)負担金補助及び交付金 (千円)	0	0	0	0	0	0
			(5)その他 (千円)	14	0	0	0	0	0
			A. 子算(決算)額(1)~(5)の合計 (千円)	73	74	72	72	72	72
			①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	1	1	1
			②事務事業の年間所要時間 (時間)	200	200	200	200	200	200
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	867	880	880	880	880	880
			事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	940	954	952	952	952	952
			(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ● 直結度中 ○ 直結度小	説明	両親と生活することが児童の福祉の増進につながるため、障害児を監護する家庭において手当は必要である。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	特別児童扶養手当法(昭和39年法律第134号)	事務の区分	法定受託事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	県の委託に基づき受給者に通知等を行っているため、削減できない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	県の委託に基づき受給者に通知等を行っているため、削減できない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	受益者負担には該当しない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	受益者負担には該当しない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	コストの方向性 維持
	中・長期的(～5年間)	成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
県からの委託事務であり、市民の状況が把握できることもあり今後も継続すべき事務である。		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	
------------------	--